

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年6月30日

**【会社名】** 古河電気工業株式会社

**【英訳名】** Furukawa Electric Co., Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 柴田 光義

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

**【電話番号】** 東京(03)3286局3001

**【事務連絡者氏名】** 総務・CSR本部 法務部長 田中 雅子

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

**【電話番号】** 東京(03)3286局3039

**【事務連絡者氏名】** 総務・CSR本部 法務部長 田中 雅子

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成26年6月25日の第192回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月25日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

普通株式1株につき金3円 総額2,118,652,503円

ロ 効力発生日

平成26年6月26日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

当社グループの事業の拡大に対応し、監査体制の一層の強化、充実を図るため、当社定款第48条に定める監査役の員数を5名以内から6名以内に変更する。

#### 第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、吉田政雄、柴田光義、藤田純孝、相馬信義、塚本修、佐藤哲哉、大竹博幸、安永哲郎、天野望、小塚崇光、木村隆秀および荻原弘之の12名を選任する。

なお、取締役 藤田純孝、相馬信義および塚本修の3名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役である。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、櫻日出雄および頃安健司を選任する。

なお、監査役 頃安健司は、会社法第2条第16号に定める社外監査役である。

#### 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を年額130百万円以内に改める。

#### 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠の社外監査役として、木内慎一を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の配当の件	488,714	2,128	497	(注1)	可決 97.88
第2号議案 定款一部変更の件	488,205	2,637	497	(注2)	可決 97.78
第3号議案 取締役12名選任の件					
吉田政雄	433,698	57,150	497		可決 86.86
柴田光義	441,513	49,335	497		可決 88.43
藤田純孝	444,968	45,879	497		可決 89.12
相馬信義	386,069	104,777	497		可決 77.32
塚本修	361,696	129,150	497		可決 72.44
佐藤哲哉	443,846	46,873	624	(注3)	可決 88.89
大竹博幸	460,793	29,926	624		可決 92.29
安永哲郎	460,849	29,870	624		可決 92.30
天野望	444,110	46,609	624		可決 88.95
小塚崇光	461,308	29,411	624		可決 92.39
木村隆秀	461,366	29,353	624		可決 92.40
荻原弘之	461,412	29,307	624		可決 92.41
第4号議案 監査役2名選任の件					
櫻日出雄	441,308	49,393	497	(注3)	可決 88.41
頃安健司	345,478	145,224	497		可決 69.21
第5号議案 監査役報酬額改定の件	461,095	29,756	497	(注1)	可決 92.35
第6号議案 補欠監査役1名選任の件					
木内慎一	458,801	32,057	497	(注3)	可決 91.89

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数に、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上